

8月は経済産業省主唱の「電気使用安全月間」です
 経済産業省では夏場に電気事故が多く発生するため、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、電気事故を防ぐための全国的な運動を展開しています。いま一度、身のまわりの電気安全について考えてみましょう。



①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・②介護保険料の減免
 新型コロナウイルス感染症の影響により、左記に該当する場合、保険料(料)を減免します。

■減免の対象となる方
 ◇新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
 ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が令和2年中より3割以上減少が見込まれる世帯の方
 ◇前年の所得の合計額が一定額以下の方
 ※世帯の主たる生計維持者とは、原則住民票の世帯主となります。
 ※世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業所得等が0円以下の場合には対象外です。

申請 収入を証明する書類(令和3年中の申請時点までの収入がわかる書類、令和2年中に持続化給付金等を受け取られている方は持続化給付金等の金額が確認できる書類)が必要。
減免対象保険料(料) 令和3年度
申請期間 令和4年3月31日(木)まで
 ①健康課 Tel 22-35006
 ②高齢介護課 Tel 22-35338

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)
 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対し生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
 ※ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取られた方は対象外です。

支給額 児童1人あたり一律5万円
対象児童 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当受給児は20歳未満)
 ※令和4年2月28日までに生まれた新生児も対象
支給対象者
 ①申請が不要な方
 児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方(公務員を除く)
 ※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者には7月29日に支給済み
 ②申請が必要な方
 ◇対象児童を養育している令和3年度の住民税均等割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方
 ・平成15年4月2日〜平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを養育している方
 ・公務員の方
 ◇新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方
申請期間 令和4年2月28日(月)まで
 福祉課 Tel 22-35224

児童扶養手当・特別児童扶養手当(届け出は不要)
 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中に現況届を提出していただきます。印鑑と証書をご持参のうえ、福祉課にて手続きをしてください。
 手続きが遅れると児童扶養手当は11月以降、特別児童扶養手当は8月以降

■特定健診
対象者 40〜74歳の国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査
がん検診
対象者 今年度(令和3年度)に40歳以上になる市民
 ※受診できる検診はがん検診受診券に記載していますので、ご確認のうえお申込みください。
検診種別 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス
場所 保健センター
 ※10月14日はナイト健診のため、胃がん検診は実施しません。

実施日	申込締切日
9月4日(土)	8月20日(金)
9月28日(火)	9月15日(水)
10月14日(木)	10月1日(金)

受付 8時〜9時
 14日は18時〜19時
 ※すべて無料です。
 ※事前に予約が必要です。
 WEB申込みはこちらから

■あなたの健康づくりのために!
特定健診
対象者 40〜74歳の国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査
がん検診
対象者 今年度(令和3年度)に40歳以上になる市民
 ※受診できる検診はがん検診受診券に記載していますので、ご確認のうえお申込みください。
検診種別 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス
場所 保健センター
 ※10月14日はナイト健診のため、胃がん検診は実施しません。

■鳥獣害防護策設置支援事業
 イノシシなどによる農作物や園地への被害を減らすため、田畑への防護柵設置に要する資材費の一部に対して補助を行っています。
 来年度に防護柵の設置をお考えの方は、補助事業の対象となる可能性があります。申込み 9月30日(木)まで
 有田みかん課 Tel 22-36335

■不要品登録制度 登録品のお知らせ
登録品 電動式介護用ベッド
受付期間 9月30日(木)まで
 (譲り渡し成立次第締め切り)
 必要の方は担当までご連絡をお願いします。
 生活環境課 Tel 22-35005

令和3年度 市県民税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 後期高齢者医療保険料(第2期) 介護保険料(第2期) 納期限は8月31日(火)です。



献血へ行こう! 8月11日(水)オーク77箕島店 10時~12時・13時~16時30分 問 保健センター Tel 82-3223

災害に備えて
■ハザードマップで「危険」を確認
 6月中に各ご家庭へ配布した洪水ハザードマップを再確認。市ホームページからもご覧いただけます。
■家族で具体的な避難行動計画を作成
 「〇〇情報が出たら〇〇へ避難」など、自前の「避難スイッチ」を決めておきましょう。
■非常持ち出し品も再点検
 新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、消毒液、体温計も忘れずに。
■和歌山県防災ナビ「アリの登録
 河川水位や土砂災害危険度情報等がリアルタイムで表示する機能が追加されました。情報収集にも活用できます。詳しくは、和歌山県ホームページ「和歌山県防災ナビ」で検索
 防災安全課 Tel 22-3721

Arida Information

~有田市からのお知らせ~

人口・世帯数
 【令和3年7月1日現在】
 人口 26,952人(前月比-14人)
 男 12,812人 女 14,140人
 世帯数 11,725戸

■漏水の見つけ方
 蛇口等をすべて閉め、水を使っていない状態にしたうえで、メーターのパイロットマークを確認してください。回っていない場合は漏水はありません。少しでも回っている場合は、漏水の可能性がありま。

■漏水を発見したら
 持ち家にお住まいの方は、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理代金や水道料金はお客様負担となります。アパート等にお住まいの方は、管理会社に連絡してください。
 ※不可抗力による漏水については、水道料金の減免制度があります。
 水道事務所 Tel 83-2141

■おしらせ
■水道メーターで漏水をチェック!
 ご自宅の水道メーターの位置はご存じですか?定期的にメーターを確認していただき、漏水の早期発見にご協力ください。

■量水器(水道メーター)の定期交換
 検定期間による水道メーターの交換を、市内全域において8月中旬より実施する予定です。
 交換作業中は水道が使用できないなど、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
 ※交換に係る個人負担はありません。
 水道事務所 Tel 83-2141

LINEで市の情報が受け取れます

市の最新情報をお届けするため、LINE公式アカウントを開設しました。
 防災、イベント、新型コロナウイルス感染症関連、子育てなどから必要な情報だけを受け取ることができます。画面下のメニュー内「受信設定」ボタンから設定できます。

この機会にぜひ友だち追加をお願いします。
 友だち追加はこちら

問 秘書広報課 Tel 22-3715

有田市オンラインショップに登録してみませんか?

市の特産品等のPR及び事業者の販売チャネルの一つとなるよう、有田市オンラインショップの開設に向けて準備を進めています。

■事業者説明会を開催します
 ご興味のある方、登録希望の方は、事前に電話、メールまたはFAXのいずれかで、「有田市オンラインショップ 登録希望」と分かるように**8月20日(金)まで**にご連絡をお願いします。こちらから説明会の詳細をお伝えします。
 ※みかん生産者の方については、「有田市原産地呼称管理制度」に取り組んでいる方に限ります。

Q. 説明会の開催時期は?
 A. 8月下旬の予定です。

Q. オンラインショップの開設時期は?
 A. 9月頃の予定です。

Q. 今までインターネットで商品等を販売した実績がないですが、登録できますか?
 A. はい。実績が無い場合でも登録できます。

問 ふるさと創生室 Tel 22-3648 Fax 83-3108
 メール brand@city.arida.lg.jp